

電気需給に関する重要事項説明書

[特定送配電事業供給地点内小売供給：低圧]

1. 小売電気事業者（以下「当社」といいます。）の名称

葛尾創生電力株式会社

2. 電気の供給について

当社は、小売電気事業者として、特定送配電地域（葛尾村落合）において電気需給契約を締結したお客さまに電気の小売供給を行います。

3. 電気標準約款について

当社が小売電気事業者として、特定送配電地域（葛尾村落合）において電気の小売供給をするときの供給条件は、電気標準約款〔特定送配電事業供給地点内小売供給〕（以下「標準約款」といいます。）に記載しています。

なお、当社が標準約款の変更を行う場合は、あらかじめお客さまに、原則としてその変更内容のみをお知らせいたします。

4. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、次の事項を明らかにして、当社所定の申込書等により申込みをしていただきます。

【契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法】

5. 契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

契約期間満了に先だって、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせし、お客さままたは当社から需給契約の消滅または変更等の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

6. 契約電流、契約容量および契約電力について

原則として、当社との契約前に他社との間で適用されていた契約電流、契約容量、契約電力と同様のものを適用いたします。ただし、お客さまが別途希望される場合は、当社とお客さまの協議によって決定いたします。

7. 供給の開始

当社は、お客さまの需給契約の申込みを受領したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

なお、今回需給契約を締結するお客さまへの供給の開始日については、別途送付する需給開始日通知書により通知いたします。

8. 電気料金について

(1)料金表

各契約種別の料金表は下記のとおりです。全て税込み金額となります。

【定額電灯】

需要家料金	1 契約につき	60 円 50 銭
電灯料金	10W まで	1 灯につき 118 円 55 銭
	10W をこえ 20W まで	1 灯につき 217 円 25 銭
	20W をこえ 40W まで	1 灯につき 414 円 73 銭
	40W をこえ 60W まで	1 灯につき 612 円 25 銭
	60W をこえ 100W まで	1 灯につき 1,007 円 17 銭
	100W をこえる 1 灯につき 100W までごとに	1,007 円 17 銭

【従量電灯 B】

基本料金	契約電流 10 アンペア	332 円 64 銭
	契約電流 15 アンペア	498 円 96 銭
	契約電流 20 アンペア	665 円 28 銭
	契約電流 30 アンペア	997 円 92 銭
	契約電流 40 アンペア	1,330 円 56 銭
	契約電流 50 アンペア	1,663 円 20 銭
	契約電流 60 アンペア	1,995 円 84 銭
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 41 銭
最低月額料金	1 契約につき	359 円 58 銭

【従量電灯 C】

基本料金	最初の 6 キロボルトアンペアまで	1,995 円 84 銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	332 円 64 銭
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 41 銭

【低圧電力】

基本料金	1 キロワットにつき	1,170 円 80 銭
------	------------	--------------

電力量料金	夏季	27円22銭
	その他季	25円72銭

(2)料金の算定方法

契約電流、契約容量または契約電力の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金は燃料価格等の変動に応じて、低圧燃料費調整額を加算あるいは差引いて計算します。電気を全く使用しない場合の基本料金は、半額となります。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、延滞利息を申し受けることがあります。

9. 料金の算定期間および方法

料金の算定期間は、毎月1日～末日といたします。算定方法は供給地点における30分ごとに計量される電力量を算定期間において合計した値により算定いたします。

10. 電気料金のお支払いについて

当社が指定する金融機関の口座振替でのお支払いをお願いいたします。

なお、払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。その場合、振込手数料はお客さまのご負担とさせていただきます。

11. 延滞利息について

お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて年10%の延滞利息を申し受けません。

12. 供給の停止について

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 当社が接続する以外に電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- ニ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ホ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ヘ 支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この標準約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ト お客さまが標準約款に反した場合

13. 需給契約の変更について

需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合は、お客さまと当社との協議のうえ、変更にもともなう負担金額を定め新しい契約内容に変更できるものといたします。

14. 需給契約の廃止について

お客さまがこの標準約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、その廃止期日を定めて、期日までにあらかじめ当社に通知していただきます。

15. 解約等

(1)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

- イ お客さまが料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
- ハ 支払いを要することとなった電気料金以外の債務を支払われない場合
- ニ その他、標準約款に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合

(2)お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
 - ニ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ホ 当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- (3)お客さまが需給契約の廃止の通知をされないで需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための措置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。

16. 違約金

お客さまが 15（解約等）(2)ロもしくはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

免れた金額は、標準約款にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

不正に使用された期間が確認できない場合は、6 か月以内で当社が決定した期間といたします。

17. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもともなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力等を新たに設定し、または増加さ

れた日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費を、お客さまと当社との協議のうえ、お客さまに精算していただきます。

18. 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器およびその付属装置は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

19. 供給設備を変更する場合の工事費負担金

新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

20. 工事費負担金等相当額の申受け等

お客さまへの電気の供給にともなう工事等にかかわる工事費負担金、費用の実費または実費相当額は、工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

21. 契約切り替えの際の注意事項について

当社と新たに契約される場合、お申込み前にご利用されていた小売電気事業者（以下、「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約が解除され、その契約内容に、違約金等の解約に係わる支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社への申し込み手続後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引又はその期間及びその内容等においてご利用されたサービス（特典及びポイントサービス）等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効又はご利用停止となる場合があります。詳細は、旧事業者との契約内容をご確認ください。

【お問い合わせ先】

葛尾創生電力株式会社

所在地：福島県双葉郡葛尾村大字落合字菅ノ又1-8

電話番号：0240-23-4312 FAX：0240-23-4302

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

ホームページ：<https://www.katsuden-co.jp/>